



Title	新しい死刑制度の語り方を考える : 京都にんじんの会を例に
Author(s)	
Citation	令和3（2021）年度学部学生による自主研究奨励事業 研究成果報告書．2022
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/85591
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

令和3年度大阪大学未来基金「学部学生による自主研究奨励事業」研究成果報告書

ふりがな氏名	ごとうあやこ 五藤綾子	学部 学科	文学部	学年	3 年
ふりがな 共 同 研究者氏名	いしかわまい 石川真衣	学部 学科	文学部	学年	3 年
					年
					年
アドバイザー教員 氏名	安岡健一	所属	文学研究科		
研究課題名	新しい死刑制度の語り方を考えるー京都にんじんの会を例にー				
研究成果の概要	研究目的、研究計画、研究方法、研究経過、研究成果等について記述すること。必要に応じて用紙を追加してもよい。(先行する研究を引用する場合は、「阪大生のためのアカデミックライティング入門」に従い、盗作剽窃にならないように引用部分を明示し文末に参考文献リストをつけること。)				
〔研究目的〕 個人が所有する個別具体的な経験を通して多面的に死刑制度を見つめることで、死刑制度に関する議論に新しい視座を見だし、より多くの人々が、他者の経験を加味するなかで、自分自身に問う形で死刑制度に関して考えを深め、死刑制度と自らのつながりを自覚することができるようになることである。 〔研究計画〕 ・アムネスティ・インターナショナルの入門セミナーへの参加 ・「京都にんじんの会」を調査 〔研究方法〕 ・文献調査 ・聞き取り調査 〔研究経過〕 ・アムネスティ・インターナショナルの入門セミナーへの参加 (2021 年 10 月 16 日) ・聞き取り調査 (2021 年 11 月 5 日, 2021 年 11 月 10 日, 2021 年 11 月 16 日, 2021 年 11 月 19 日) 〔研究成果〕 はじめに 2004 年 5 月に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(平成 16 年法律第 63 号)が成立し、2009 年 5 月に施行されて以降、我々はいつ自らが裁判員に選ばれて死刑判決に直接的に関わるようになってもおかしくない状況にある。しかしながら、義務教育等の教育機関で死刑制度について大々的に取り上げられることはなく、国民の死刑制度に関する知識は不足しているといえる。しかしながら、死刑制度に関する世論は死刑存置に傾いており、直感的な見地から死刑は存置するべきであると考えている人が多いと考えられる。また、死刑制度については、学者間でこれまでどのような語り方がなされてきたかという、例えば、池田(1992)によると、威嚇力の面では、存置派は、「死刑は他のあらゆる刑罰にまさる有効な、独自の威嚇手段である」(p. 246)と主張し、また、廃止派は「精神錯乱					

による殺人も死刑によっては防げない」(p. 246)と主張し、両者は対立状態にあり、一般人が賛成・反対の二者択一問題として死刑制度を考えることは困難であるといえる。したがって、ここ日本において今求められていることは死刑制度について学者レベルの議論のように賛成・反対の二者択一問題として死刑制度をながめるのではなく、賛成反対に関わらず、どのように死刑制度と向き合うのかという個別的な視点をもつことであるといえる。本研究では、以上のような考えから、死刑存置派が多数を占めるここ日本で死刑廃止を訴える個人が死刑制度に対して廃止するべきであると考えてるに至った経緯、すなわち個人の経験をたどることで、死刑廃止派、存置派の二項対立的構造からは見えてこない、主張の裏側にある個別的な動機を重んずる死刑制度の新たな語り方を模索する。

第一章では三原(2008)の先行研究をもとに、学術的領域における死刑廃止派の理論について整理し、従来の二項対立的な死刑制度の語りにおける死刑廃止派の理論を取り上げる。第二章では、死刑廃止派の人々がどのような経緯で死刑廃止派になり、どのような論理で死刑廃止を訴えるのかについて死刑廃止派の団体である「京都にんじんの会」の参加者の聞き取り調査をもとに明らかにする。

1. 従来の死刑制度の語り

本章では、三原(2008)の先行研究をもとに、学術的な領域における死刑廃止派の主張について整理することで、従来の廃止派の死刑制度の語り方を明らかにする。

三原(2008)は死刑廃止論を四つに分類する。一つ目は人道主義・宗教的見地を理由とする死刑廃止論である。18世紀後半以降、「死刑は法の名のものと殺人であり殺人が許されないのと同じく死刑もまた許されない」(p. 156)という理由を根拠とする死刑廃止論が強力に展開されてきた。このような理由はキリスト教的な思想に由来する。また、仏教的な思想からも、「たとえ殺人者といえども殺すことはできないのではなかろうか」(p. 163)と、上記の理論は支持される。

二つ目は死刑による威嚇力(抑制力・犯罪抑止力)の不存在を理由とする死刑廃止論である。一般的に考えられているほど死刑には威嚇力があるのか、という視点から死刑廃止を訴えるこの論は、誤判の可能性を主張する理論と同じく、死刑存廃論の主要な論点になっている(p. 168)。

三つ目は誤判を理由とする死刑廃止論である。この論は、「裁判は人間によってなされるかぎり、誤判を避けることができぬが故に、死刑は一旦処刑されてしまうと回復が全く不可能になってしまうのである」(p. 190)という理由を根拠に死刑を否定する。イギリスにおいて殺人罪に対する死刑廃止を導入し、死刑復活を望む世論に反して、議会が死刑廃止を維持している理由も誤判の可能性があることに由来している。

四つ目の理由は、被害者賠償を理由とする死刑廃止論である。この立場は「犯罪人に対する死刑を廃止して、これに代わるべきものとして無期刑を科し、その間の刑務作業による収入をもって被害者の損害賠償にあてるべきである」(p. 235)という主張によって支えられている。

以上が三原(2008)による死刑廃止論の四つの分類である。これらの死刑廃止論は死刑存置論に相対するものとして二項対立的に語られている。

2. 京都にんじんの会への聞き取り調査

京都にんじんの会は2008年11月の死刑廃止全国交流合宿で集まった人々によって2009年2月に死刑廃止活動の継続を確認し、結成された団体である(京都にんじんの会, 2013)。

以下は京都にんじんの会の参加者の聞き取り調査から得た情報をもとに筆者がその概要をまとめたものである。

大道寺ちはるさん (2021 年 11 月 5 日に調査)

1958 年生まれ

大道寺ちはる（以下、ちはる）の社会との関わりは、女の運動との出会いからはじまった。女の運動に参加するきっかけは、団塊の世代の人々による全共闘運動が終息した後に学生となり、社会との接点を欲していたからである。女の運動の中で、自身より 10 歳ほど上の団塊の世代の人々と交流することで、自身の家がかかなり保守的であったことを再確認し、世の中の様々な考え方を知ようになる。ちはるは 25 歳のとき一人暮らしをはじめた。そのころ、東アジア反日武装戦線への死刑・重刑攻撃とたたかう支援連絡会議が発行する「支援連ニュース」という機関誌に掲載されていた『明けの星を見上げて―大道寺将司獄中書簡集』という本に出会った。血も涙もない爆弾魔だと言われていた大道寺将司が、囚われている独房で野良猫や野鳥の姿を目で追い、自然から安らぎを得ている様子を知り、自分とそれほど違う人物であると感じて、大道寺将司に手紙を書くことにした。さらに、親元を離れた解放感から、ちはるは東京拘置所にいる将司と面会し、文通を続ける。そのような流れで死刑廃止運動にも関わるようになる。大道寺将司の最高裁判決が近づいたころ、ちはるは、確定死刑囚になると将司との文通や面会が一切できなくなること、親族でなければ死刑執行が知らされないことから、死刑執行されるならそれを見届けるべきだという思いが強くなり、将司の母親との養子縁組により、将司の妹になる決断をした。その後も、将司が多発性骨髄腫で獄死するまでの 30 年間「大道寺将司くんと社会をつなぐ交流誌 キタコブシ」を発行するなど、支援活動を続けた。

ちはるが死刑廃止を訴える主な根拠は、犯罪を社会的な視点で捉えず個人だけの責任にしまい、死刑執行することにより解決済みのように扱うことは、社会の問題の解決にはならず、事件の再発防止や社会のシステムを改善するための努力を放棄することになると考えるからである。（敬称略）

栄井香代子さん (2021 年 11 月 10 日に調査)

1962/05/22 生まれ、北海道出身

死刑廃止派としては、にんじんの会に加えて「死刑を止めよう宗教者ネットワーク」のメンバーでもある栄井は、10 代から女性解放運動に興味を持ち、1981 年に京都の大学に入学してからも、女性解放の活動をしていた。80 年代はりぶの運動はすでにほとんどなかったが京都の四条のアパートの一室に部屋を借りて、大道寺ちはるを含めた 6 人でミニコミを出すりぶのグループ「とおからじ舎」と出会い、毎週月曜日に 1 度行っていたミーティングに参加するようになった。その頃からちはるは東京拘置所にいる大道寺将司に面会に行っていた。他にも道庁爆破で死刑判決を受けた北海道にいる大森を支援していた人もいたという。毎週ミーティングをしながら、死刑制度や獄中者支援の話を聞くようになったことが、栄井が死刑制度に関心を持ったきっかけである。その後、とおからじ舎は解散するが、ちはるは東京に引っ越し、サポートしていた大道寺将司が確定死刑囚になってしまう、そして親族以外面会をすることができなくなるという事態に直面する。「仲間の友人」が国家に殺されることは嫌だという思いから、周りの人々に呼びかけて死刑廃止の集会を行ったこともある。

複数の確定死刑囚の書物を読む中で死刑囚のイメージが変わり、死刑囚と呼ばれている人にも日常生活があるということに気付かされた。さらに、「支援者もいないし自分で声も上げられない人から殺

されていく」という事実にはショックを受け、一人の死刑囚を救いたいという思いから、制度そのものを変えねばという考えに至った。死刑囚の中でも順番や序列を作って、世間から見捨てられている人から選んで殺すことなどあって良いのかと思ったという。そして、制度として恣意的に国が人間を殺すこととして死刑と戦争があり、権力が国民、人民の生殺与奪を握っていることは非常に恐ろしいと感じている。殺人は犯してはならない罪であるというメッセージと、死刑制度は相矛盾していると考えている。(敬称略)

津久井淑子さん (2021 年 11 月 16 日に調査)

1955 年 9 月生まれ、東京出身

死刑制度に関心を持ったのは、今思えば、小学生の時に読んだアンネ・フランクの日記がきっかけだった。もちろん、その頃は幼くて、はっきりした問題意識として把握していたわけではない。同じ世界に生まれてきて、人が生死をチョイスされること、そして国や時代は違うが同年代の少女が「死になさい」という側に立たされていたことに驚愕し、それが意識の奥で澱のようになって、心に残り続けていた。

実際、死刑制度に繋がったのは、結婚して子どもが成長し時間に余裕ができた時に、アムネスティ・インターナショナルに関わったこと。理論的に死刑を学ぶようになって、国などが絶対的な権力を持ち、生殺与奪の制度があることで、生きる権利を奪われている恐怖心が芽生えた。社会的に活動を起こさなければ知識を詰め込んでも意味が無いと思い、アムネスティに参加し、他国の政府に対して人権問題に関する手紙を出すなど家でもできる活動を始めた。

アムネスティは、自国条項に則って自国の問題についての活動制限があるため、津久井は他の団体にも所属し、現在は和歌山カレー事件と大阪・愛知・岐阜連続リンチ殺人事件（ともに死刑事件）等に関わっている。未成年 3 人が主犯となっているリンチ殺人事件は、アムネスティに面会の要請が来たことがきっかけだったが、半ば好奇心で面会に行った。しかし、実際に会うと彼らは「普通」のさびしい子たちであり、大人の責任として今後も関わっていかなければならないと直感的に思った。津久井は、名古屋拘置所までわざわざ面会に来て、自分を気に掛けてくれる人がいることに気付くことが必要ではないかと思ったという。

和歌山カレー事件は、マスコミ報道の影響が強く状況証拠のみで有罪にされている事件であるため、日本の司法の在り方に疑問を感じ、携わっている。同時に、日本の秘密主義的な死刑制度、報道の在り方、被害者のケア等にも疑問を抱いているという。特に日本では、加害者と被害者について客観的に捉えられることが少なく、終始感情論で語られてしまうことに死刑制度を論じる難しさを感じている。当事者でないからこそ別の視点で語られることも大事ではないかという。北欧のように、更生の可能性を信じて刑罰は懲罰刑だけではなく、教育刑の視野などをも積極的に取り入れた方法を考えてほしいと思っている。(敬称略)

中村一成さん (2021 年 11 月 19 日に調査)

1969 年生まれ

中村は出自の関係から死刑には反対の立場をとってきた。それは、母親が朝鮮人で、父親が東北の貧農出身であるがために、権力の行為に疑念や反発を抱いてきたからだ。そして、そのような漠然としたものが形になりはじめたのは、大学生時代に入ってからである。その当時、京都大学にいた池田浩

士が非常勤で中村のいる立命館大学にきており、その人の授業に受講しなくてもぐりこんでいた中村は、そこで死刑廃止の理論に触れるようになる。それから記者として活動するようになった中村は、インパクト出版会が年一回出している『年報死刑廃止』という刊行物で死刑廃止に関する原稿を書くようになり、死刑廃止派の人々とのつながりができるようになった。そして、京都にんじんの会の発足のきっかけとなった死刑廃止派の人々の交流合宿の受け皿として活動したこともその比重を高めた。

中村は、死刑廃止を訴えかける人の中には、二つの形態があるという。それは一般的に死刑廃止を主張するパターンと、死刑囚を個別に支援するパターンだ。中村は前者で、言論や文化を通して、死刑廃止を訴えかける活動を主にしている。例えば、死刑を扱った映画などを論評したり、京都での死刑映画週間の運営者の一人として上映権や映画館との交渉を担当している。そのような活動の中で、中村の死刑廃止理論を主に支えているのは人の可変性である。人はデフォルトとして変わると中村は信じている。それゆえに、人をあやめてしまった人間から変わる権利を奪ってしまう刑罰には承服できないという。したがって、死刑の代替案としてよく提示される終身刑について、中村は反対であると主張する。(敬称略)

おわりに

京都にんじんの会に所属する 4 人を対象とした聞き取り調査では、死刑制度に関心を持った理由・死刑廃止派として活動するに至った動機など、個人の経験に焦点を当てた。そして、第一章で整理した学術的な領域における死刑廃止派の根拠にとどまらない、時代背景や、人々や物との出会いを動機とする個別的で多様な意見があることを明らかにした。また、4 人の語りから、この多様性は理論にとどまらない家庭環境や人間関係などが喚起する感情によって支えられていることがわかる。一般的に死刑制度は死刑存置派と廃止派という二項対立的構造で語られる傾向があるが、そのような語りからは見えてこない京都にんじんの会の参加者が語る個別具体的な動機は死刑制度を見つめ直す新しい視点になると考えられる。

本研究では、死刑廃止派の人々の声に着目して、死刑制度の新しい語り方を模索してきた。したがって、死刑廃止派以外の立場の人々の声をすくい上げることができておらず、二項対立的な語りを崩すという点において本研究は不十分であるといえる。この点については、今後の課題としたい。また、本聞き取り調査を通して、筆者らがどのように死刑制度と向き合うようになったのかという点については本報告書において記述することができていない。この点については成果発表会にて言及したい。

参考文献

池田浩士 1992 『死刑の〔昭和〕史』インパクト出版会

京都にんじんの会 2013 『銀幕のなかの死刑』インパクト出版会

三原憲三 2008 『死刑存廃論の系譜』成文堂